平成２７年（フ）第２５０号
兵庫県西宮市上ケ原山田町１番８－711号
破産者　島村こと　朴　　景子（旧姓大島）
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３号
兵庫県たつの市誉田町上沖186番地１
破産者　柴原　秀光
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第４９号
香川県善通寺市善通寺町2069番地１　自衛隊丸山宿舎Ａ－104号
破産者　大久保博文
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第５５号
香川県丸亀市垂水町2454番地１
破産者　宮田　善文
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第９４号
長崎県長崎市田中町166番地１　マリーナベイ長崎408号、旧住所長崎県長崎市上黒崎町500番地
破産者　平野　政男
1　決定年月日　平成27年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４９号
静岡県御前崎市池新田4094番地　東海清風園、旧住所静岡県御前崎市白羽5175番地の３
破産者　高塚　　昇
法定代理人保佐人　佐々木大資
保佐人　高塚　　繁
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３号
静岡市清水区庵原町3437番地の１
破産者　山梨　訓数
1　決定年月日　平成27年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
埼玉県熊谷市赤城町１丁目147番地２　熊谷赤城住宅１－308
破産者　山本　幸雄
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５４０号
川崎市川崎区池田１丁目10－６　エスポワール北辰Ｉ　402、住民票上の住所川崎市川崎区大島３丁目33番12号
破産者　小暮喜久子
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４１号
川崎市川崎区池田１丁目10－６　エスポワール北辰Ｉ　402、住民票上の住所川崎市川崎区大島３丁目33番12号
破産者　小暮昭四郎
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
川崎市高津区子母口83番地17
破産者　斉藤　　晋
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
川崎市川崎区渡田新町３丁目３番４－203号シティ川崎
破産者　和田　大輔
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７６号
富山県射水市小島872番地１
破産者　菅野　清人
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３５号
富山県射水市戸破1755－３
破産者　千田　良介
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１９８１号
愛知県豊明市間米町島川678－26　青島マンション402、住民票上の住所愛知県豊明市新栄町７丁目29番地　ジュネス新栄Ⅱ102号
破産者　大久保ひとみ
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０３３号
堺市西区上野芝町２丁５番１－1112号
破産者　山本　　学
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０３８号
堺市南区原山台１丁５番３－714号、開始決定時の住所堺市南区原山台１丁５番３－415号
破産者　玉置　利**廣**
1　決定年月日　平成27年８月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係